平成２７年（フ）第３６５号
千葉県市川市新井２丁目１番20号　コスモスハイツ103号
債務者　浅利　康敏
1　決定年月日時　平成27年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第３９０号
千葉市緑区鎌取町95番地１
債務者　安藤瀬津雄
1　決定年月日時　平成27年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１５３号
新潟県燕市吉田法花堂1889番地１　フォンテーヌ106号
債務者　西方　フジ
1　決定年月日時　平成27年６月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第９６号
山梨県笛吹市芦川町鶯宿39番地、前住所山梨県北杜市高根町村山北割4453番地２
債務者　山本　　真
1　決定年月日時　平成27年６月８日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第５６号
長野市大字高田447番地８
債務者　宮川　泰典
1　決定年月日時　平成27年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１１７号
長野県松本市大字寿小赤1329番地
債務者　濵　　俊博
1　決定年月日時　平成27年６月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２７年（フ）第１１８号
長野県松本市大字寿小赤1329番地
債務者　濵　　節子
1　決定年月日時　平成27年６月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２６年（フ）第６４号
長野県諏訪市大字四賀5446番地２
債務者　小山みち子
1　決定年月日時　平成27年６月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２７年（フ）第６９号
岐阜市中西郷２丁目43番地１　エスポハイム６　Ａ号室
債務者　池尻　陽子（旧姓奥山）
1　決定年月日時　平成27年６月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第４５５号
愛知県春日井市高山町３丁目２番地４　グリーンハイツウィステリア301号
債務者　伊藤　光一
1　決定年月日時　平成27年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第８１号
三重県鈴鹿市野辺２丁目15番27号　シティーハイツ萩Ａ　１－Ａ、前住所三重県四日市市伊坂台３丁目18番地
債務者　川嶋　秀明
1　決定年月日時　平成27年６月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
津地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第１２３号
奈良県大和郡山市矢田町4842番地　雇用促進住宅１－109
債務者　いざかや遊こと　倉永　淳一
1　決定年月日時　平成27年６月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第１２９号
奈良市三条宮前町５番13号
債務者　矢野　　了
1　決定年月日時　平成27年６月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第１３０号
奈良市三条宮前町５番13号
債務者　矢野　裕子
1　決定年月日時　平成27年６月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第１３２号
奈良市西登美ヶ丘８丁目20番２号
債務者　長岡　隆徳
1　決定年月日時　平成27年６月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第１４７号
奈良市大宮町４丁目237番地の11　パナハイツ大宮107号
債務者　長野　　仁
1　決定年月日時　平成27年６月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
奈良地方裁判所

平成２７年（フ）第５２号
鳥取県米子市米原７丁目９番16号、前住所鳥取県米子市新開３丁目12番１号
債務者　楠瀬　訓子
1　決定年月日時　平成27年６月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２７年（フ）第３１１号
広島市安佐北区口田南７丁目６番11―201号
債務者　遠藤　佳子（旧姓城・宮地）
1　決定年月日時　平成27年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月10日まで
広島地方裁判所民事第４部